平成２４年（フ）第１１７５号
神戸市須磨区東落合２丁目16番151―402号、従前の住所神戸市須磨区板宿町２丁目６番２号
破産者　サンキュー・スポーツこと　石原　諄一
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７８号
広島市中区富士見町７番４―201号　山本ビル、開始決定時の住所広島市西区大芝１丁目24番19―301号
破産者　山本　卓二
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２９号
広島市西区大宮１丁目１番19―303号　吉本ビル
破産者　弦本商事こと　弦本　健治
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
沖縄県名護市真喜屋177番地友利アパート102号、住民票上の住所沖縄県国頭郡東村字宮城332番地５
破産者　港川　　正
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３４０号
北海道旭川市永山８条17丁目11番７号
破産者　伊藤　　恵（旧姓小泉）
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５７号
北海道旭川市豊岡２条６丁目10番13号、住民票上の住所北海道旭川市東光18条５丁目５番２号
破産者　小澤　寛宣
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０７号
北海道旭川市東鷹栖１条３丁目635番地の469
破産者　牧　　竜一
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５５号
北海道上川郡愛別町字南町７番地４　本町団地６号棟４号室
破産者　市田　悦子
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６号
群馬県高崎市上佐野町347番地１
破産者　小山　茂行
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５８１号
横浜市磯子区田中２丁目25番16―204号
破産者　鈴木　直美
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９４号
神奈川県平塚市西八幡４丁目３番13号　ＦＵＴＡＭＩハウスＢ201号、前住所神奈川県平塚市東八幡２丁目１番７号　フレンドポート平塚401号
破産者　小野　喜久
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
新潟県佐渡市窪田817番地３
破産者　北野伊佐夫
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第４２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11748番地３、破産開始決定時の住所長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7474番地２
破産者　福島　政章
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１４０号
静岡県富士市国久保３丁目６番15号　レオパレスＧｒｏｅｎ　Ｌｅｖｅｎ103号、開始決定時の住所愛知県名古屋市名東区上社５丁目918番地　社荘７号、前々住所静岡県富士市中里962番地の７
破産者　鈴木　鳴海
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３８８号
静岡県浜松市西区雄踏二丁目12番27号、前住所静岡県浜松市南区若林町1141番地の１
破産者　中村　政男
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
静岡県袋井市旭町１丁目10―20　鈴木アパート２ＦＡ　東、住民票上の住所静岡県島田市岸町1063番地の１
破産者　川島　志郎
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３９２８号
大阪府茨木市総持寺駅前町２番22号メゾンアルシュ１号、開始決定時大阪府茨木市中穂積３丁目16番17―301号、事業所所在地大阪府吹田市青葉丘北11番21号
破産者　堀江産婦人科こと　堀江　　彰
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部